

地方独立法人岐阜県総合医療センター
2020年度入院セット提供業務
業者選定に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

当センターでは、入院患者様ご本人およびご家族の利便性・病院業務の効率化・経営改善の一環として入院セットの導入を目的として、安定した質の高いサービスの提供が可能な業者を選定するために、プロポーザル方式により事業者を選定します。

2. 当センターの概要

許可病床数 一般：620 床

入院患者数 2019年11月末現在 1日平均 546名

外来患者数 2019年11月末現在 1日平均 1,400名

3. 募集内容

① 業務名 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター入院セット提供業務

② 業務機関 2020年4月1日から2021年3月31日まで

③ 業務内容等 仕様書のとおり

4. プロポーザルに関する事項

(1) プロポーザル参加の要件

- ① 岐阜県入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ③ 岐阜県から入札参加資格者名簿登載者にかかる指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する設置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。または、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなさそうな者およびその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものも含む。）でないこと。

- ⑧ 本業務と同種の業務を、病床数 500 床以上の病院において過去 3 年間に提供した実績があること。

(2) プロポーザルの手続き

① スケジュール

実施要領の公示・配布	2020 年 1 月 15 日(水)～2020 年 1 月 24 日(金)
プロポーザル参加の申し込み	2020 年 1 月 15 日(水)～2020 年 1 月 24 日(金)
提案書の提出	2020 年 1 月 15 日(水)～2020 年 1 月 24 日(金)
提案内容の審査	2020 年 1 月下旬
事業実施者の選定	2020 年 1 月下旬
結果の通知	2020 年 1 月下旬

② プロポーザル実施要領の配布

配布場所 岐阜県総合医療センター 管理棟 6 階 事務局経営企画課物品担当

配布時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

③ プロポーザル参加の申し込み

受付場所 岐阜県総合医療センター 管理棟 6 階 事務局経営企画課物品担当

受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

提出方法 別紙「参加申込書兼誓約書」を 1 部持参してください。

④ 提案書等の提出

受付場所 岐阜県総合医療センター 管理棟 6 階 事務局経営企画課物品担当

受付時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

提出方法 別添「仕様書」および「評価項目」に基づく入院セット運営業務の提案書を作成し、住所・法人名称を記入した提案書を 7 部持参してください。

5. 審査に関する事項

(1) 評価方法

提案書によるプレゼンテーションに基づき審査を行います。

① 開催日 2020 年 1 月 29 日(水)

開催日時および各提案者の開始時間は後日通知します。

② 開催場所 岐阜県総合医療センター 管理棟 6 階会議室

③ 提案の所要時間 プrezentation 15 分 質疑応答 5 分

(2) 評価項目

別表 1 「評価項目」のとおり

(3) 入院セット提供業務第一候補者の選定

審査により入院セット提供業務第一候補者を選定し、提案者に対して 2020 年 1 月下旬に通知します。

6. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

第一候補者と当センターが協議し、入院セット提供業務の仕様を確定させたうえで契約を締結します。

仕様書の内容は、別添の内容が基本となります、第一候補者と当センターの協議により必要に応じて変更します。

第一候補者と当センターの間において仕様書内容の協議が整わない場合には、評価結果において次に高い提案者と協議を行うこととします。

7. その他

この実施要領に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議の上決定することとします。

8. 問い合わせ

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 事務局経営企画課物品担当

〒500-8570 岐阜市野一色 4-6-1

電話番号 058-246-1111

FAX 058-248-3805

評価項目	評価事項	評価点数		
運用方法	① 患者およびご家族への対応	5	3	0
	② 各物品の質・素材	5	3	0
	③ 入院セット価格	5	3	0
	④ 当センターに適した在庫管理・補充	5	3	0
	⑤ 病院職員の業務負担への影響	5	3	0
	⑥ 貸付料(売上連動加算分)	5	3	0
	⑦ 実績	5	3	0
評価点数 合計				

年　月　日

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター

理事長 様

入院セット提供業務プロポーザル
「参加申込書兼誓約書」

参加申込者

法人名称

所在地

代表者職氏名

印

連絡先

電話番号

FAX 番号

電子メール

私は、実施要領等に基づき入院セット提供業務プロポーザルに参加します。

なお、実施要領に記載の「プロポーザル参加の要件」について、各号の資格を有していることについて事実と相違ないことを誓約します。

**地方独立法人岐阜県総合医療センター
2020年度入院セット提供業務「仕様書」**

1. 目的

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「当センター」という。）では、入院患者様ご本人及びご家族の利便性・病院業務の効率化・経営改善の一環として入院セットの提供を行う。

2. 業務名 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター入院セット提供業務

3. 業務期間 2020年4月1日から2021年3月31日まで

4. 業務内容

(1) **業務概要**

事業者は当センターにおいて、当センターが指定する建物の一部を有償で借り受け、入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な寝間着、タオル及び日用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を提供し、日額で料金を請求する業務全般をいう。

運用方法については、別紙1「入院セット使用の流れ」に基づいた運用とする。

(2) **入院セットの内容**

入院セットの内容は、下記①、②のプランとする。

① **寝間着プラン**

分類	品名	備考
衣類	パジャマ式	患者がいずれかを選択できること
	浴衣式	
	介護寝間着	
タオル類	バスタオル	
	フェイスタオル	
日用品セット	コップ	使用患者より品名ごとの追加の希望がある場合には提供すること
	ハブラシ	
	歯磨き粉	
	ティッシュ	
	箸	
	箸箱	
	スプーンとフォークセット	
	口腔ブラシ	
	ヘアブラシ	
	ディスポエプロン	

※保管場所が限られていますので、男女共用のパジャマ等を提案すること。

② 紙おむつプラン

分類	品名	備考
紙おむつ類	テープ止めタイプ	患者が必要とする枚数を提供すること
	パンツタイプ	
	パット	

(3) 入院セットの価格

患者の負担を考慮して① 寝間着プラン ② 紙おむつプランともに1式 日額400円(税抜)以下を設定すること。

5. 業務実施場所

業務実施場所として次の場所を貸し出す予定であるが、詳細については当センターと事業者の協議によるものとする。

利用説明場所：1階総合サポートセンター 説明ブース(約2m²)

在庫保管場所：情報交流棟地下1階 リネン室(約5m²)

各病棟倉庫(各 約2m²) ※別紙2「設置病棟一覧」参照

6. 貸付条件

- (1) 施設の貸付については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター固定資産貸付規程に基づき、固定資産借受申請書を申請の後、当センターが使用許可を行う。
- (2) 使用許可場所の改修及び原状復帰にかかる経費や業務上必要となる備品等は、事業者が準備すること。
- (3) 貸付料は、次のとおりとする。

貸付料	
基本貸付料	売上連動加算分
219,217円(年額)	一定の率を提案すること

※売上連動加算分に対しては、当センター職員の業務に携わる経費ならびに電気、空調等の施設管理費を含むものとする。

- (4) その他定めのない事項については、原則として当センター及び事業者双方協議の上決定する。

7. 営業日および営業時間

平日 9時から18時

休業日は土日祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)

※ 営業時間および長期連休の場合については要相談とする。

8. 業務内容の詳細

- (1) 商品提供は、看護業務の運営上、適切な量を在庫しなければならない。
- (2) 業務開始前には、当センター職員への説明会を実施し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。

- (3) 業務にあたっては、利用者への周知を十分に行うこと。
- (4) 入院セットの提供について利用者に十分な説明を行ったうえで、利用者と事業者が直接契約すること。
- (5) 入院患者またはその家族からの利用申込書の管理は、事業者が行うこととする。申込書の回収に関しては、当センター職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。また個人情報に関しては、事業者の個人情報保護方針に則り、適切に取り扱うこと。
- (6) 事業者は、自ら利用者への利用料金の請求及び回収を行うこと。なお、利用料金に未収金が発生した場合についても、事業者が適切に対応すること。
- (7) 事業者は、利用者からの問い合わせや苦情に対し、丁寧かつ適切に対応すること。

9. 事業者の責任

- (1) 事業者は、従業員に事業者が準備したユニフォームを着用させ、また駐車場所を事業者の負担で準備すること。

(2) 法令の遵守

事業者は、業務を遂行するに当り関係法令を遵守し、患者サービスに努めなければならぬ。

(3) 信用失墜行為の禁止

事業者は、当センターの信用を失墜させる行為をしてはいけない。

(4) 管理責任者の選任等

事業者は、管理責任者を選任し、管理責任者が従業員の監督、関係部署との連絡調整を行う。

事業者は、業務遂行をするに当たり、管理責任者の氏名及び従事する者の名簿を事前に当センターに提出しなければならない。なお管理責任者については、保有資格を併せて提出しなければならない。

また、病院設備に修理が発生した場合、当センターへ報告のうえ、院内での必要な手続き・承認を得るための情報提供などを行う。

(5) 教育訓練

事業者は、当センターが実施する研修会に要請があった場合は参加してその内容を従業員に周知すること。また、従業員に対して業務上必要とする教育訓練を実施し、当センターの入退院管理に支障を来たさないよう万全を期すること。また事業者は当センターと連携を取ったうえで研修計画を立てて研修を実施し、実施結果は書面にて当センターに報告する。

(6) 健康管理

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、感染症の感染源になる可能性および曝露者になる可能性があるため、事業者は当該作業従事者に対して以下の対応を行うこととする。

① 健康診断の受診

年1回以上の胸部X線検査を含む定期健康診断を受けさせること。

② 健康管理

体調のチェックを毎日行い、以下の症状がある場合には、管理責任者に報告し、医療機関で診察を受けること。

- ・発熱

・咳

・嘔吐、下痢

(3) ワクチン接種歴の確認、接種歴のない場合の抗体検査とワクチン接種

当該作業従事者は、医療従事者と同様に、特定のウイルス感染症（麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ、B型肝炎）に対する免疫を有していることが望ましい。そのため、当該作業従事者は作業に従事する前に、別紙「予防接種（ワクチン接種）調査票」（添付書類含む）により各種免疫の有無を事前に把握し報告を行うこと。

また、各種免疫を有することが確認できない場合※には、初年度中に抗体価検査を行い、その結果に応じて下表に示す回数のワクチン接種を行うこと。

	検査法	2回接種	1回接種	接種不要
麻しん	PA法	<16倍	≥16倍、<256倍	≥256倍
	NT(中和)法	<4倍	4倍	≥8倍
	EIA法 IgG	陰性(<2.0)	(±)(≥2.0、<16.0)	≥16.0
風しん	HI法	<8倍	8倍、16倍	≥32倍
	EIA法 IgG	陰性(<2.0)	(±)(≥2.0、<8.0)	≥8.0
水痘	IAHA法	<2倍	2倍	≥4倍
	EIA法 IgG	陰性(<2.0)	(±)(≥2.0、<4.0)	≥4.0
	NT(中和)法	<2倍	2倍	≥4倍
おたふく	EIA法 IgG	陰性(<2.0)	(±)(≥2.0、<4.0)	≥4.0

B型肝炎	CLIA法	10mIU/mL以上でなければ3回接種
------	-------	---------------------

※麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜは各2回、B型肝炎は3回のワクチン接種歴がない

(7) 災害対策マニュアルの遵守

当センターは、岐阜県指定の基幹災害医療センターであることから、当センターが定める災害防止対策に協力しなければならない。また、災害等が発生した場合は、「岐阜県総合医療センター災害対策マニュアル」等を遵守しなければならない。

(8) 施設管理

事業者は、業務中故意または重大な過失により当センターの財産に損害を与えた場合は、事業者の責任において直ちに原形に復するものとする。

(9) 施設管理運営業務

当センターが実施する消防訓練及び、その他施設運営上必要な行事、業務への参加については、双方協議の上決定する。

(10) 損害賠償義務

事業者は、業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。

ただし、その損害が当センターの責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

10. 調査報告義務

当センターは、この業務に関し必要がある場合は、事業者に対して調査、改善、報告を求めることができる。この場合、事業者は直ちに調査、改善、報告に応じなければならない。

11. 協議

この仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、双方協議の上これを解決する。

特記仕様書

1 妨害又は不当介入に対する通報義務

事業者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、当センターに履行期間の延長変更を請求することができる。

別紙2 設置病棟一覧

1階	救急外来	
2階		
3階	西病棟	
4階	西病棟	東病棟
5階	西病棟	東病棟
6階	西病棟	東病棟
7階	西病棟	東病棟
8階	西病棟	東病棟
9階		東病棟
10階	西病棟	東病棟

計 15か所